

令和7年5月2日

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者の商号・所在地

日本工営都市空間株式会社九州支店
福岡市博多区東比恵 1-2-12

2 指名停止期間

令和7年5月2日 から 令和7年7月1日まで（2ヶ月間）

3 指名停止の理由

遠賀町発注の「遠賀町都市計画マスタープラン改定業務委託」の入札落札後、仕様書に記載のある技術者の配置が困難として契約辞退し、その結果、業務に遅れを生じさせたため。

（「遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程」別表第2第16号に該当）

※「遠賀町建設工事に係る建設業者の指名停止等措置規程」

別表第2 贈賄又は不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
16 (不正又は不誠実な行為) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内